○北陸地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号及び三百六十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
富山市庵谷字山口一七八番三から同市檜原字中島一三七二番一まで	前	BA 八・六〇～九三・八〇メートル 一〇・五〇～一三六・五〇キロメートル 三・〇四二 三・二四七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・六〇～九三・八〇メートル 一〇・五〇～一三六・五〇キロメートル 三・〇四二 三・二四七	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年四月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
村上市小川字木村一八一五番から同市小川字北川原七八三番一まで	前	一一・七八～二五・二五メートル	
	後	一一・七八～三五・〇〇メートル 〇・七六三	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第七十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	森島　規夫、諸江　一紀、山田　豊久、竹内　久樹、小澤　退造、堀　敏男、
変更後	佐野　清次郎、田中　克明、伊藤　勝則、鈴木　輝明、井川　弘之、苅谷　成進、
	櫻井　安則、柘植　勝彦、藤堂　英房、鈴木　俊二、清瀬　学、遠藤　吉一、
	長島　政弘、藤井　孝治、青山　幸市、山内　博之、大野　修、村　立夫、

(2)　変更年月日

平成二十二年四月一日

○中部地方整備局告示第七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月五日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　10

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＣＩ東海

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	横田　稔
変更後	小木曽安造、中川　周一、天野　安治、岩田　勝一

(2)　変更年月日

平成二十二年四月一日

○近畿地方整備局告示第百二十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年四月五日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人滋賀県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	藤村　亮二
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年二月十八日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	重田　吉正
変更後	

(2)　変更年月日

平成二十二年一月三十一日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	梅影　義明、西田　道義、中辻　源壽、尾崎　孝祐

(2)　変更年月日

平成二十二年三月十五日